

議案第 35 号

甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例制定について
甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例
甲府市地方卸売市場業務条例（平成 22 年 12 月条例第 53 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 50 条の次に次の 1 条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第 50 条の 2 指定管理者は、次に掲げる事項について、インターネットの利用そ
の他の適切な方法により公表するものとする。

(1) 市場において取り扱う食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者
による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律
第 59 号。以下「食品等持続的供給法」という。）第 42 条第 1 項に規定する
指定飲食料品等

(2) 前号に掲げる指定飲食料品等の食品等持続的供給法第 42 条第 1 項第 1 号に
規定する指標

(3) 食品等持続的供給法第 36 条各号に掲げる措置の内容

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

卸売市場法の一部改正に伴い、指定飲食料品等に該当する取扱品目等の公表に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。